

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
070010	寒冷地帯でのどぶろく特区要件の緩和	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(その他の醸造酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。構造改革特別区域内において、農林漁業体経営者その他の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	特設メニューの一つに酒税法の特例「どぶろく」があります。認定の条件はいろいろありますが、基本的には自作のコメを原材料にすることとされています。コメを作ることのできる寒冷地帯での地域に応じたコメ以外の原材料も認められています。	私の住んでいる地域は、世界自然遺産・知床を抱える北海道の東部に位置する釧路町です。この地はコメを作ることでない寒冷地帯で、水田はゼロ。農業の主力は「でんふん原料イモ」「甜菜」「小麦」の畑作3品となっています。特に「でんふん原料イモ」は、開拓時代から農家の生活を支えてきたもので、原料イモを加工し、でんふんを製造するでんふん工場は釧路町だけでも昭和30年代の最盛期には大小合わせて100以上あり、時代の経過を経て現在は北海道内でも7、8軒程度に二件のみ残存です。肥よき土壌と豊富な地下水に恵まれた条件でその製品は最高品質として知られています。このでんふんを原料にしたどぶろくが開拓時代からあったという歴史があります。でんふん発芽小麦(もやし)、麹から作るどぶろくは体が温まり、以前は夏でもストーブの火を落とさなかったこの地においては農作業の疲れを癒す時間でもあったと思います。釧路町には大自然に育まれた農業・漁業・林業・観光産業があり、特産の野菜や魚、農畜水産加工品が豊富で「でんふん」を「どぶろく」を造る、大自然の中で数日語り合う時間は貴重な素晴らしいと思う。コメのできない地域でも、特産品のでんふんを利用したどぶろくは、まさに構造改革特区の「地域の特性に応じた規制の特例を導入し、地域経済の活性化を促進する」とした旨に合致するものと思います。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。	右提案者からの意見を踏まえ、米を利用せずでんふんを主原料としたその他の醸造酒の最低製造数量基準の緩和を、製造免許の要件とされている理由について、具体的に回答されたい。	自作のコメを原料とする、としたどぶろく特区の要件。私の地域はコメを作ることの出来ない寒冷地帯で、水田ゼロ地帯。農業の主力は「でんふん原料イモ」「甜菜」「小麦」の畑作3品。構造改革特区の狙いは「地域の特性に応じた規制の特例を導入し、地域経済の活性化を促進する」というものであり、その中において寒冷地帯の特産品であるでんふん原料イモの加工品を原料にしたという「でんふん」は、まさに地域の特色を生かした制度であり、文化とも密着しています。またでんふんは酒類の特定酒類の原料になっていることも考慮し、提案の主旨が実現できるような再度の検討を要望します。	C	前回の回答で述べたとおり、最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、構造改革特区における酒税の特例では、その対象酒類や適用対象者が限定されていることである。		個人	北海道	財務省		
070020	酒類の製造免許の要件緩和(最低製造数量基準の緩和)	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(単式蒸留しようちゆうは10キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。構造改革特別区域内において、農林漁業体経営者その他の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	そばを自ら生産する農家が、自ら焼酎(類)（そば焼酎）を製造し、提供販売する場合には、酒税法の酒類製造免許に関する年間最低製造数量基準(10キロリットル)を適用しない特例制度を定めるものである。	弊社が所在する茨城県は、生産量ベースで全国第6位、関東では第1位となる、そばの主要産地であり、茨城県の奨励品種である「常陸秋そば」は、その品質の高さから世界的な評価も高く、地域おしおきの題材としても魅力的な素材として認識されている。 都市農村交流及び農業の活性化を推進する観点から、「常陸秋そば」を活用した新たな商品として、そば焼酎(乙類)の開発を計画しており、その地域性とプレミアム性を高めるためには、そば生産農家自らが製造することが望ましい。 一方で、現在の酒税法に基づく最低製造数量での生産は非常に困難であることから、特定の農家が自ら生産したそばを原料とした焼酎(類)を製造し、提供及び販売する場合には、酒税法の酒類製造免許に関する年間最低製造数量基準を適用しない特例制度を定めることである。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	先に規制緩和がなされた「特産品しようちゆう」の事例を確認したところ、施設整備で最も大きな要素を占める単式蒸留産の価格は100万円台前半からであり、その他の設備を含め、全体的に見ても酒類等の製造設備と比べて、着しく高価なものであるとは言い難い。「特産品しようちゆう」は最低製造数量として年間10キロリットルが前提であるが、弊社提案内容では主原料となるそば等が自家生産であることも考慮し、より小規模の生産でも採算を取ることは可能であると考えられる。また、構造改革特区とは地方公共団体が自発的な立案に基づき、責任をもって実施し、国はそれを事後的に評価する社会制度であることを踏まえ、再度検討されたい。	C	前回の回答でも述べたとおり、酒税の納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要であり、酒類の区分ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。		有限会社 森ファームサービス	茨城県	財務省		
070030	特定農業者以外での酒類生産販売の許可	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(その他の醸造酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。構造改革特別区域内において、農林漁業体経営者その他の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	特定農業者による特定酒類の製造事業のみならず、農業者にも要件緩和を求めたものである。農業者及びその加盟農業者において、自らが生産する米を原料として、どぶろく(その他醸造酒)の製造免許を申請した場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準(年間6キロリットル)を適用しない。	町内農業者60名による任意団体であるニセコピューラザ直売会及びその加盟農業者が自ら生産する米を原料として、農作物の減産期を中心に酒類を小規模ながらも製造し、道の駅ピューラザ直売会で販売することにより地域の活性化を図る。 提案理由: (1)単一作物の大産地に対しニセコ町は山間部に位置するため少量多品種の生産しかできず、そのデメリットは大きい。農家の所得は低く、農家人口は年々減少している。さらに、ニセコピューラザ直売会では作物の採れない冬場の売上げを確保することが緊急の課題である。農業者の所得増加に寄与する6次産品の登場が期待されている。 (2)地域で生産される6次産品に対する観光客の関心は高く、観光事業者からも本町の地域の地酒が期待されている。 (3)ニセコ町では地域の米を使って町外の清酒会社に清酒の製造を委託している事例がある。しかし、町外での製造では6次産品の産出及び地産地消の実現とは言いがたい。地域活性化に結びついていないのが実状である。 (4)農家民泊や農家レストランの運営は農業者の負担が大きく、特定農業者になり特定酒類の製造事業を行うにはハードルが高い。 予防措置、会計機能が事務局に集約されている直売所を営む農業者団体であれば、税務当局による実態の把握が可能である。また、当該直売所以外では販売しないという措置をとる。さらに直売所の売上げを通じたコストの回収が容易であり、納税に支障をきたすことは無い。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。	現行の酒税法の特例では、「自ら生産した米又はこれに準するものを生産する農業者」には、農業経営者の同居親族等とその農業経営者が行う米の生産に従事する者のほか、農業生産法人の組合員、社員又は株主でその農業生産法人が行う米の生産に従事している者も含むこととされている。 今回の提案はどのような形態で酒類の製造事業を計画されているのか等、その内容が必ずしも合致しないことから、現行の制度で対応が可能かどうかを含め、まずは所轄の税務署にご相談していただきたい。	C	構造改革特区において酒税法の最低製造数量基準の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を及ぼしかねないことから、対象者が限定されていることである。		ニセコピューラザ直売会	北海道	財務省			
070031	酒類製造に関わる原料の対象の拡大	酒税法第7条第2項、構造改革特別区域法第28条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(その他の醸造酒は6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。構造改革特別区域内において、農林漁業体経営者その他の酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米等を原料として特定酒類を製造するため、その製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。	現行の特定酒類の原料だけでなく(その他の原料にも要件緩和を求めたい)が、いも・ひえを特定酒類の原料とする。	以下のものも特定酒類として認める。水、じゃがいもを原料として発酵させたもので、こさいいも、水、ひえを原料として発酵させたもので、こさいいも。 提案理由: (1)地域の伝統的な食文化を守り観光資源とすることにより都市と農村の交流を促進する。(じゃがいも酒類はかつてこの地域で飲まれていたと伝わるもの。ひえ酒類は先民アヌの伝統的なお酒である。 (2)ともうこは地域の主産物の一つであるが、産業処分となるものも多い。酒類の原料とすることで資源の有効活用及び農家の所得向上に寄与する。	C		酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。	C	酒類の製造者は、所得の有無にかかわらず酒税を納める必要があるため、その納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要である。したがって、酒類の区分及び製造場ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。	C	前回の回答でも述べたとおり、酒税の納税が確保されるためには、一般に採算の取れる程度の製造規模であることが必要であり、酒類の区分ごとに客観的な水準として定められた最低製造数量基準を満たすことが製造免許の要件とされている。		ニセコピューラザ直売会	北海道	財務省		